

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出について

事業名			届出					
			開始（設置）		変更		廃止（休止）	
介護保険法の事業名 老人福祉法に基づく 老人居宅生活支援事業の種類			届出時期：開始前（あらかじめ）		届出時期：変更日から一月以内		届出時期：廃止又は休止する日の一月前までに	
			老人居宅生活 支援事業開始届 【様式5】	老人デイサービス センター等設置届 【様式8】	老人居宅生活 支援事業変更届 【様式6】	老人デイサービス センター等事業変更届 【様式9】	老人居宅生活支援 事業廃止（休止）届 【様式7】	老人デイサービス センター等廃止（休止）届 【様式10】
			【根拠】老人福祉法 施行規則第1条の9	【根拠】老人福祉法 施行規則第1条の14	【根拠】老人福祉法 施行規則第1条の10	【根拠】老人福祉法 施行規則第3条の2	【根拠】老人福祉法 施行規則第1条の11	【根拠】老人福祉法 施行規則第4条の2
○訪問介護 ○定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○介護予防訪問介護 ○第1号訪問介護（総合事業）	老人居宅介護等事業	届出の有無	○	×	○	×	○	×
○通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防通所介護 ○介護予防認知症対応型 通所介護 ○第1号通所介護（総合事業）	老人デイサービス事業 （他の施設と併設）	届出の有無	○	×	○	×	○	×
	老人デイサービス事業 （単独で設置）		○	○	○	○	○	○
○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護	老人短期入所事業 （他の施設と併設）	届出の有無	○	×	○	×	○	×
	老人短期入所事業 （単独で設置）		○	○	○	○	○	○
○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型 居宅介護事業	届出の有無	○	×	○	×	○	×
○認知症対応型共同生活介護 ○介護予防認知症対応型 居宅介護	認知症対応型 老人共同生活援助事業	届出の有無	○	×	○	×	○	×
○複合型サービス	複合型サービス福祉事業	届出の有無	○	×	○	×	○	×

- ・「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業です。（老人福祉法第5条の2）
- ・老人福祉法に基づく複合型サービス福祉事業は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスのうち、小規模多機能型居宅介護にかかるものです。（老人福祉法施行規則第1条の6の2）
- ・「他の施設と併設」とは、特別養護老人ホーム等に併設された設備でサービスを提供している場合に該当します。
- ・上記以外のサービスについて、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出は不要です。
- ・変更届は、届出者（法人）の名称、所在地及び代表者の変更があった場合と施設の名称、種類及び所在地の変更があった場合に提出が必要です。
- ・介護保険事業者指定の際の添付書類と重複する書類の提出は不要です。

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出についてのお問合せは、高齢保健福祉部高齢福祉課（211-2976）までご連絡ください。